

文藝權とあるものはなり。

(17) 皇天後土、后字後に作、原書此の如し。

## 南北合體條件につきて

文學博士 三浦 周行

### 一 合體の名稱

元中九年(北朝の明德三年)に成立した南北朝の合一は國史上の重大なる事實であるが、當時若しくは當時を去ること餘り遠からざる時の北朝側の記録には、普通、南方御和睦(續神皇正統記)南帝御和睦(鎌倉大日記)南朝御和睦(應永記)など、主として南朝に係けて居り、間々南北御合體(大乗院日記目錄・武家年代記裏書)兩朝一統(應永記)など、兩朝に係け、又君臣御合體(後鑑に引いて居る義滿將軍記・續明德記)と南朝の後龜山天皇と足

利義滿とに係けたものもある。元來南朝といふのは吉野の朝廷が京都より南に當るが爲め、北朝側から普通、南方若しくは南山と呼んで居たのを、更に支那の南北朝に擬して南朝ともいひ、それに對して京都の朝廷を北朝と申したものである。併し所謂南朝も北朝も互に正統の君と信じて居られ他を排して偽朝といひ、僞主といはれて居た程であるから、もとよりみづから南朝とか北朝とか申さるべき筈はなく、當時他の斯る稱呼を用ゐるものに對しても、必ず不快の感を懷かれたことであらう。加之表面こそ兩朝の御分争の形勢となつて

居たけれども、北朝は只武家たる足利氏が朝敵の汚名を免れんが爲めに、これを擁立した迄であるから、其實、公家と武家との分争であつた。此見地からいへば、表面は南北の合體であつても、實は公武の合體であつて、前に擧げた多くの唱へ方の中では、君臣御合體とあるものが、最も其真相を捉へて居るといへやう。次に説くが如く、此合體は從來屢試みられたのであるが、其場合にも武家與南方奉和談事(建武三年以來記)南山將軍御合體(觀應二年日次記)など、明白に書いた記録があるのは、何れもこれを裏書するものである。

## 二 合體の歴史

私は今南北の合體を説く前に、一應順序として其由來に遡つて見たい。南北の合體は元中九年前にも屢試みられた事實がある。今其目ばしいものを擧げて見ると、遠に後醍醐天皇の朝には其事が

ないが、後村上天皇の朝に至つて、正平三年に四條巖の戦が北軍の大捷に歸した後、高師直等は大幅して吉野を侵さんとする勢を示して其軍大和國平田庄に留つた居た頃、西大寺の長老が間に居つて和睦を圖ると聞こえ、疎石(夢窓)もこれに關係があつたやうである。(園太曆貞和四年正月二十日條)彼等は何れも幕府の意を承けたものであらう。併し此事は遂に不成立となつたから、師直等は吉野に攻め入り、天皇には皇居に火を放つて紀伊に御潜幸に成つた。

正平五年(北朝の觀應元年)に足利直義は師直との不和から失脚して南朝に歸順したが、其翌年二月彼れは長井・間注所の兩使を吉野に上つて、和睦篇目數箇條(講和の條件を書いた文書で、後これに對して賜はつた南朝の勅書には三箇條の篇目と見えるがそれである)を奏聞に達した。これに對して、南朝では楠木正儀の使者を京都に遣して勅

書を直義に傳へさせられて居る。(觀應二年日次記・園太曆)當時もこれに關係したかと思はるゝ疎石が、洞院公賢に物語つたところに據ると、直義

よりは皇位繼承の問題に關しては物念に託して御確答申上ぐることを避け、只管御出京あらんことを望んだに過ぎなかつたやうである。四月二十七日、直義は事書を南朝に進めたが、五月に正儀の兩使が上京して、北畠親房等の強硬なる反對の爲めに奏達することが出来ぬといつて直義の事書を返した。直義の歸順を取つたと思はるゝ正儀は此交渉についても、斡旋の勞を執つたと見える。

是時彼れは斯る成行となつたことを深く遺憾として、幕府にして來り攻めば、自身内應せんと思送つたといはれる。(觀應二年日次記・園太曆)彼れは主義として南北合體の成立を望んで居たと推定すべき理由があり、後に一時武家に走つて南朝に射向つた事實もあるけれども、當時果して此言を

なしたかごうかは確かでない。是時吉野から直義に賜つた勅書と直義の事書とは何れも吉野事書案に載つて居る。

講和の不成立は直義を孤立無援の地位に置くこととなつて、再び彼れが失脚の因となつた。尊氏は此機を逸せず東國に彼れを窮追せん爲め、京都を出發するに當つて、病中の法勝寺惠鎮上人を強ひて起たせて吉野に赴いて、歸順を請はせたけれども、不成功に終ると見るや、更に亦赤松則祐を以て懇願せしめた。其降伏的條件は遂に南朝に容れられ、十月忠雲僧正が南朝の勅使として入京し、尊氏義詮父子に對して勅免の旨を傳へ、兩人は無貳の忠節を誓つた。(園太曆)彼等及び其部下の文書に均しく正平の年號を用ゐるととなり、北朝の皇位が自然消滅に歸し、其神器(偽造なることも是時始めて南朝より宣言された)を收められ、尋で北朝の三上皇東宮を南方に迎へ取られた

のも皆是時の事である。

南朝に於てはもとより尊氏・義詮の歸順が、一時の權謀に出でたものであることを知られて居たから、表面これを許され乍ら、裏面には此機會を以て武家の勢力を掃蕩さるべき周到なる方略を秘密の裡に廻らされつゝあつたものゝ如く、關東に於ては新田義興・義宗等の宮方が兵を上野に起し、仁木・三浦・葦名等の直義方もこれに應じて武藏に打入り、同時に信濃の直義方の諏訪祝等も宗良親王に屬して碓氷峠を越え、新田勢と合して鎌倉に向ひ、陸奥國司も活動を開始したが、他方天皇は賀名生から住吉・天王寺・八幡へと次第に御進出遊ばされ、北畠顯能は兵を率ゐて京都に入つた。斯く見て義詮は不安の餘り、一面、兵を近江に遣し勢多橋を渡させて危急の場合、東國に通るゝ用意をなし、他面、最初から公武の間に斡旋しつゝあつた惠鎮上人を行在に遣して和睦を取結ばせ

た。是時新補地頭職を公家の御沙汰とする代りに本補地頭職は武家の沙汰とするといふことが、其條件であつたやうに園太曆には見えるけれども、事實の程は疑はしい。只太平記に「自今以後ハ御治世ノ御事ト、國衙ノ郷保并ニ本家領家年來進止ノ地ニ於テハ、武家一向其イロヒヲ止ヘキニテ候、只承久以後新補ノ率法并ニ國々ノ守護職地頭御家人ノ所帶ヲ武家ノ成敗ニ許サレテ、君臣和睦ノ恩惠ヲ施サレ候ハ、武臣七徳ノ干戈ヲ戢テ、聖主萬歳ノ寶祚ヲ仰奉ルヘシト頻ニ奏聞ヲ經ラレケル、」とあるは、稍委曲に互つて居るものゝ、少くとも本補と新補との所轄が前者と一致して居らぬ。何れにしても、武家としては南軍の銳鋒を避ける爲めの一時遁れの出鱈目としか思はれないことは太平記にも明記して居る如くであるが、公家側とても和意のなかつた點は亦同様であつた。太平記には公家側は一時義詮の條件を容れられたやうに書い

て居るけれども、惠鎮の言に據ると、延期に託つて御回答を與へられなかつたのが事實らしく、其中に大軍を進められた爲め、義詮は近江に出奔したのである。

其後正平十四年(北朝の延文四年)には義詮が東國の兵を徴して南方を侵さんとしたが、此事天野の行宮に聞こえて、天皇は觀心寺に避けられ、南朝の公卿の中怖れをなして降を請ひ歸洛するものが相次いだ。すると其翌十五年(延文五年)に入つてから、京都では義詮の陣中で祕密裡に南方合體の議が行はれて居ると傳へられたが、愚管記にこれを評した言葉が面白い。

此事觀應以來度々雖有其沙汰、每度不信、更不可事行事歟、若爲事實者、天下錯亂、諸家衰微不能左右事歟、莫言々々、

此風説の事實であつたかどうかは詳かでないが、寄手が公家側の將士に對して誘惑の魔手を擴げつ

ゝあつたのは事實である。

其後では正平二十二年(北朝貞治六年)にも幕府は佐々木道譽を仲介として南方合體の議を進め、其翌二十三年(北朝應安元年)四月に南朝から勅使葉室光資が上京して義詮と會見した。然るに其論旨に、義詮の降參の文意があつた爲め、彼れの激怒を買ひ、和議は破れて道譽は爲めに不首尾となり義詮は七八月の頃を以て吉野を攻めんと息まくに至つたといふが、光資の出發に當つて、義詮は馬一匹に大刀一振を贈り、六月に正儀の家臣が入京して義詮に南方和睦の事を謀つて居り、(師守記)七月には攝津能直が義詮の使節として南朝に赴いて居るから、和議は繼續して居たに相違ないけれども、遂に成立を見なかつたのである。南朝にあつて始終合體の爲めに斡旋しつゝあつた正儀の失脚もこれが累をなしたものと察せられる。然るに武家側に於て彼れを援けて南朝を攻撃させた

細川頼之の目的が神器の奉還にあつたことは、中津が彼れの書像に賛して「遂能擁<sub>レ</sub>劾主於<sub>レ</sub>危疑之際、全<sub>レ</sub>神器於<sub>レ</sub>分崩之際」云々といつて、神器奉還の功を彼れに歸して居るのでも知れやう。

### 三 公武主張の懸隔

由來公家と武家との分争は其政治主義に於ける根本的相違に基いて居た。これを具體的に發表した文書は吉野事書案に如くはない。就中南朝の勅書は議論といひ、文章といひ、南朝の元老北畠親房卿の筆に成つたと掩ふべからざる事實であるから同卿の心血を絞つた神皇正統記をも參考すべきである。當時の記録に據れば、初め、直義は三箇條の篇目を上つたが、其一條に武家管領の事があつた、これ武家に政權の御委任を望んだものである。殘餘の二箇條は能くは知られぬけれども前に引いた園太曆の文中の疎石の言を味つて見ると其一箇條

は皇位繼承問題の決定を保留するにあり、今一箇條は天皇の御出京を望むとであつたと察せられる。これに對して南朝にては勅書を直義に傳へられて、天皇は皇室の正統として神器を承け給ひ、元弘・建武の公家一統の御世に復らしめんとし給ふ故、政權を奉還して抽賞に預り人民を安んせしめんとを大義名分より論告されたが直義は更に其事書を上つて前言を繰返し、覇者の王業を扶け、武將の皇家を護るは和漢古今の通義であるとの論據より出發して、政權が武家に歸せる歴史と、一統政治の失敗に終つた事實とを擧げ、天皇にして御入洛あらせらるれば、後醍醐天皇の皇統は無窮に傳はるべき由を以て結んで居る。即ち南朝は公家一統の政體を主張せられたに對して、直義は武家委任の政體を主張して居たのである。換言すれば、南朝は天皇の親政を主張せられ、直義は武家の政治を主張した。一は理想主義名分主義であつて、一は現

實主義便宜主義である。此兩者の間の踰ゆべからざる鴻溝は如何にして調和が望まれたらう。

若し双方共に飽迄も其主義を固執したならば、合體成立の時機は永久に到來せないこと解り切つた話である。されば南朝が御讓歩に成り得たかといふに、これは御主義が御主義丈に殆んど絶望的であつた。後年後龜山天皇の御述懐にも窺はれる通り、後醍醐天皇は崩御に際して此事について特に御子孫に遺詔あらせられ、御子孫にも堅く御遵守遊ばされて居たやうであつて、數次繰返された南北御合體の議の如きも、南朝側より提議されたことは一回もなかつたのである。故に若し南朝の御理想に基いた公武合體を實現しやうとすれば、武家の降伏、唯一つある丈であつた。さればこそ尊氏も直義も義詮も、乃至其部下の將士も、皆降伏に依つて始めて勅免を得、義詮は後にこれを拒んだ爲めに不成立に終つた。中にも公武の合體が

略々南朝の御理想通りに行はれた正平六年の場合の如き、最初尊氏より

天下事宜在聖斷之由、先日申入了、急速御入洛候之様、可有申御沙汰候哉、恐々謹言、

八月廿五日

尊氏

洞院殿

と申して、天皇の御親政と御入洛とを奏請し、義詮よりも、

天下事宜爲聖斷之由、先日申入候之上、重又老父捧狀候、無相違之様申御沙汰候者畏入候、恐惶謹言、

八月廿五日

義詮

人々御中

と申して、老父の申狀に裏書して居る。(園太曆)これにはさしもの南朝も拒絶の理由を見出だされなかつたのみならず、他にも御計畧があつて、尊氏に對しては

不違元弘一統之初、可被仰申聖斷之由聞食

訖、尤以神妙、此上偏存天下安全之道、可被

致無二忠節、者天氣如此、仍言上如件、

正平六年十月廿四日 左中將具忠

謹上 足利大納言殿

この繪旨を賜はり、義詮に對しても、

可致忠節之由被申趣、同聞食了、尤以神妙、此

上偏存天下安全道、可抽無貳之忠節、者天氣如

此、仍執達如件、

正平六年十月廿四日 左中將具忠

謹上 足利宰相中將殿

この繪旨を賜はつて彼等の歸順を嘉納され、猶ほ

同時に尊氏に向つて直義追討の繪旨をも賜はつて

居る。これに對して尊氏は

繪旨跪以拜領、御沙汰之旨忝畏申之趣、加芳言

可令洩奏給、謹言、

正平六年十一月三日 權大納言尊氏判

頭中將殿

この請文を上つり、義詮も亦

繪旨之趣、跪以承了、早仰聖化、彌可抽無貳忠

節之由、可令洩奏給候哉、恐々謹言、

正平六年十一月三日

參議義詮

謹上 頭中將殿

この請文を上つた。(園太曆)これに據れば、尊氏

は直義の同意せなかつたところの武家の政權をも

快く返上して圓滿解決を告げたと見らるゝが、こ

ゝに唯一つの疑問は、當時合體の消息に通じた惠

鎮上人が、洞院公賢に向つて、「武家御合體事、所

詮公家武家相談可有沙汰之體歟、一方偏不可自

專之體歟云々」と物語つたことである。果して其

言の如くなれば尊氏は未だ必ずしも其政權の全部

を舉げて返上したものと認めることが出来ないか

も知れぬ。これについては尊氏が何が故に其立脚

地をも危くすべき程の大讓歩を敢てしたかを先づ



第一に考慮すべきであらう。彼れの歸順は略無條件降伏を意味するものであつたが、若し其條件がありとすれば、直義追討の勅許を得ることの外なかつた。多年彼れに向つて壓迫を加へ、殊に彼れが子孫の進路をも塞がんとした弟、及び其養嗣子直冬を、此機會を以て徹底的に膺懲して子孫の安全を期するが爲めに、彼れは滿腔の努力を捧げたのである。直義追討の綸旨に對する彼れの勅答を見よ。

可<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>聖斷之由、下<sub>レ</sub>賜綸旨之上、止<sub>レ</sub>合戰之儀、宜<sub>レ</sub>從<sub>レ</sub>上裁之旨、所<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>遣國々也、於<sub>レ</sub>入道直義朝臣竝直冬等黨類者、相<sub>レ</sub>談當方可<sub>レ</sub>對治之由、被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>各官軍之樣、可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>申沙汰給、謹言、

正平六年十一月三日 權大納言尊氏

### 頭中將殿

南朝に於ては元弘一統の昔の如く、天皇の御親政に復され、尊氏の兵を用ゐるにも一々聖斷を仰

ぐ様にこの綸旨を下されたから、尊氏は諸國の部下に向つて戰爭を休止し勅裁に従ふべしとの命令を發したのであるが、只直義等に向つては自身に追討の綸旨を賜はつて居るから、朝廷に於ても、官軍に命を傳へられ、彼等をして尊氏と共に征討に従はしめられたいと申請して居たのである。此尊氏の請文の文中に、「相談當方」云々と見えるのを見て、惠鎮は「公家武家相談」云々と申したものであるまいか。併し乍ら先きに直義に賜はつた後村上天皇の勅書を拜しても、親房の史論を讀んでも武家が政權を取ることを否定はして居られるものゝ、彼等が朝命を奉じて、「君の御許されにより」諸國の警固をうけ給て朝家を守護し申」ものは「叡感の餘り朝奘他に異なる」ことも認められて居る。今や直義は朝憲に乗つたものとして追討の命が尊氏に下つた、昨日迄朝敵扱ひをして居た官軍も兵を戢めて尊氏を助くべきが當然である。

尊氏も若し直義を討伐して復命したならば、これに相當する抽賞に預るべきこといふ迄もなからう而かもこは勅命の範圍内に止まることであつて、過去の武家政治の如く廣汎なる政治上の御委任を意味するものとは解されぬ。勿論公家と武家とが對等の關係に於て政務を協定し一方の自專を許さぬといふが如き意味であつたらうとは考へられぬ況んや聖斷を仰ぐとは本來尊氏父子から言ひ出だした歸順の條件であつて、南朝はそれを其儘御採納と成つたに過ぎないからである。

南朝はもとより名分を正すを原則とされて居たから、斯様に理想的な合體が成立した後も、京都への還幸・即位・大嘗會其他の朝儀の準備、北朝の公卿の任免（北朝の除目を否認して改めて宣旨を賜はつた）等に着手された丈であつて、何等利權を獲得されやうとせなかつた。ばかりか、北朝の光嚴上皇に向はせられては長講堂の御領を舊の

儘御管領あらせられるやうにと態々申入れられた位である。新補地頭の御管領の如き義詮の提議に止まり（それも履行の誠意なき）もとより顧みられなかつた。それ丈又妥協の餘地がなかつた。

これに比すれば、武家側は現實に即したものである丈に、融通を利かさうと思へば、利かされぬことはなく、尊氏の如きは只管自己を顧みるのみで、假初にも主上と仰いだ御方を始め奉り、兩上皇・皇太子の全部南方に移され給ふを聊か御止め申さうともせなかつた。彼ればかりでなく、總じて武家側の人々が、膝を屈して屢哀を請うたのは相當の理由がなくてはなるまい。實勢力の打算から申せば、大體に於て武家側の敵でなかつた南朝も、其確乎たる主義に立脚された丈、意外に撥くべからざる潜在力があつて、其勢力も全國各地に分布して居たから、兵力を以てこれを一蹴し去ることは到底思ひも寄らないことであつた。それ

にも増して一層武家側を手古摺らせたのは、味方の有力者の間に屢不平不満を懷くものが、南朝の一時の避難所とし回避線として、俄作りの宮方となり武家側に向つて不斷の脅威を加へることであつたらう。直義・直冬等を筆頭として佐々木道譽・

山名時氏・石塔頼房・仁木頼章・吉良満義・大内弘世以下一々洗ひ立て、見ると、武家側の人々で此不純な經驗を有つものが頗る多い。尊氏・義詮ですが、其歸順を利用した點に於ては亦五十歩・百歩と謂はなければならぬ。斯くも思ひ設けぬ新手の有力な宮方が加はる度毎に、多少共武家側に衝動を起して、南朝の氣勢も幾度か揚つた。南朝五十七年の命脈は、此間歇的威力の發揚に竣つたこと多かつたのである。武家側が其實勢力に於て南朝を凌駕しつゝあつたに拘らず、何時もみづから屈して合體を求めた理由は此弱點を認めて始めて諒解することが出來やう。武家側が南朝に對する合

體の交渉に當つて、惠鎮や疎石の如き嘗ては後醍醐天皇の御恩寵を蒙つた出家の外、南朝に降伏の古傷ある將士を其手先に使つたのは一種の現實暴露であつた。

#### 四 南北合體條件に關する記録

元中九年の南北の合體が果して如何なる條件の下に行はれたかは、前に説いた其經過を知るものをして一層の感興を隠起させることであるが、南朝側はもとより、北朝側としても、割合に正確なる記録の存在しないには、少からず失望させられる。比較的記録に富む北朝側ですらも後龜山天皇出御の御行列については南山御出次第武家年代記裏書があり、御入洛後の神器に關する朝儀に就ては綾小路宰相入道記や有職抄があるけれども、合體條件とも見るべき記事は續神皇正統記の外にない。同書には義滿の斡旋に依つて和議が行はれ

たといひ、後龜山天皇が吉野より御入洛に成つて、直に嵯峨の大覺寺に渡御あらせられたことを「併主上行幸之儀にてぞまします」といつて、天皇行幸の儀式に依られたとを認めて居る。又神器の、大覺寺から土御門殿への渡御が、嚴重なる御儀式で行はれたことを、「今度御合體の事宥申さるゝ旨御契諾の儀もありけるにや、」といつて、後龜山天皇から後小松天皇への御授受の公式に行はれたことも合體條件の一つであつたことをほのめかして居る。併し本書の著者は徹頭徹尾、傍觀的態度を取り乍ら、而かも北朝に傾き、南朝に對しては冷淡といはんよりも寧ろ嘲哂の筆を弄して居る。南朝の皇位は已むを得ず認めはするが、さりとて北朝の皇位をも否認するのではないことは。後龜山天皇の行幸の儀に依られたとの記事の末に、「片時の御行粧ながら、當朝兩主の御威儀こそめづらかなる御事にて侍れ」と書いて居るのでも知れる。

又南朝に對する北朝側から見ての有利の條件を「三種神器歸座あるべき御はかりごにこそ」といつて、三種の神器歸座の目的を達する爲めの義滿の計略と看做し「とまれかくまれ、靈寶御歸座まことに聖代のしるしもあらはれ、萬歳の寶祚は彌たのもしうぞ侍る」といつて居る。後龜山天皇に供奉して入洛した南朝の關白の事を「關白とかやは御直衣なり」といつた筆の端にも、著者の公明を闕く態度はあり／＼と窺はれて、其記述には多少の割引を要すと思はせる。

此神器の授受について、足利治亂記は、後龜山天皇が、後小松天皇を御養君として三種の神器を渡さるべき條件であつたに拘らず、御入洛の行粧に行幸の儀に違ふものがあつた爲め、後龜山天皇は「三種ノ神器既ニ是ニアレハ此方コン十善ノ位ナルヘキニ」と仰せられて北朝の勅使を面責せられ、和議將さに破れんとしたのを、六角滿高が義

滿を諭して約の如くしたと書いて居る。これに據ると、續神皇正統記に見えた行幸儀式の外に、後龜山天皇が後小松天皇を御養君になし給うて神器を御譲りになるといふことも、合體條件の一つとなるのであつて、本朝通鑑や大日本史の稿本を始め、國史實錄・史徵・日本外史・日本政記等の諸書には皆これと同説を載せて居る。然るに足利治亂記は江源武鑑の著者として知られた澤田源内事六角氏郷の僞撰であつて、其盛んに滿高の功を褒め立てゝ居るのも、祖先の事蹟を誇張したに過ぎぬと疑はれて居る。此疑については猶ほ研究の餘地があるけれども、兎も角本書の記事は他に一つの傍證もなく、續神皇正統記・綾小路宰相入道記・有職抄には何れも當時北朝に於て神器の渡御を元暦二年即ち文治元年西海より渡御のあつた前例に依つて取扱はれたことが見える丈であるから、信憑し難いのである。

次に南朝側の史料はと見るに、殆んど皆無と申しても宜しい。只南朝の史實を主として編纂されたものには、南方紀傳（南朝記傳とは漢文と假字交りとの相違がある丈で、内容は大同少異である）や櫻雲記がある。前者に據ると、大内義弘が父祖の宮方であつた緣故を以て、南朝の冷泉相國入道・吉田宗房に屬し、鎌倉時代の如く大覺寺・持明院の兩統の迭立を條件として、先づ御合體を行はれ三種の神器を北朝に渡され、南朝の皇太子を東宮に立て奉るべき旨を申入れたが、先年は南朝の君臣共にこれを許されなかつたに拘らず、今は南軍も衰へて無力となつて居たから和議が調つたと見える。後者にも同じく義弘が父祖の關係を利用して南北の和睦を調へたを載せて居るが、其義滿の命に依つたと、連年冷泉相國入道を以て南朝に申し入れたけれども、許容がなかつたといつて、冷泉入道相國丈を擧げたことに於て少異を見るの外

其條件については何等言及して居らぬ。(是時兩統迭立の約の成立した徑路について伊勢巻にも其記事があるが、同書は後世の偽撰であるから引かぬ)

南方紀傳(南朝記傳も同様であるが)の條件は兩統の迭立であるが、只其實行に當つては後龜山天皇より後小松天皇への神器の授受を先きとし、次に後龜山天皇の皇太子を後小松天皇の皇太子とするといふ順序になるのであつて、幾分南朝が次に置かれた感もある。併し後小松天皇に神器を譲らせられる迄は後龜山天皇の皇位を認めらるべきは、自明の理であるから、略對等の條件と看做してよからう。さり乍ら此對等は決して兩統の御希望と合致するものではなかつた。特に南朝として、若し迭立に甘んせられる位であつたならば、後醍醐天皇の御討幕も、將た又其御南遷も、全く無意義とならねばならぬ。如何に御式微を極めさせられたからとて、あれ程強硬に御主張になつた南朝

が、此くの如き大讓歩を忍ばれたものであらうか。又それ程南朝が無方とされて居たならば、義滿がみづから進んで合體を申入れた上、對等の條件を提出したであらうか。それが南朝側の記録にのみ見えて、北朝側のそれに一切載つて居ないとも、何れも皆疑問とするに足りる。特に南方紀傳(南朝記傳も)は江戸時代の初期に編纂されたものであつて、書中白河文書の如き文書を利用した點もあるが、又關城書の如き偽撰の書をも引用して居り、而かもそれが外ならぬ南方紀傳の著者の手に成つた疑さへある程であつて、(伊達行朝朝臣勤王事歴)もとより根本史料ではないから、旁々輕々しく信を置くことが出來兼ねる。只傍證として、應永十七年に後龜山天皇(時に法皇)の吉野に潛幸あらせられたのは下にも説くが如く別個の原因であつたと思はれるけれども、其後皇位の繼承の行はるゝ前後に於て、舊南朝の君臣の間に動搖を生じた事實

がある。即ち應永十九年に後小松天皇が稱光天皇に御讓位あらせられた後、伊勢の北畠滿雅が同十二年の春から兵を擧げたが、櫻雲記及び南方紀傳(南朝記傳も)には後龜山天皇の皇子の御即位なきことを憤つた爲めであつたと記されて居り、其

後正長元年に稱光天皇の御不豫に際して、嗟峨におはした小倉宮の伊勢に御出奔になつたのは、椿葉記にも、「位を望みて逐電」と記され、南方紀傳(南朝記傳も)にも、御位の御望叶ひ難きことを嘆

き思召しての事と見えて居るのである。若し初めから後龜山天皇の御子孫が皇位に即かせられる御約束がなかつたならば、斯る動搖の起るべき筈がないから、是を以て見ても、兩統の迭立が南北合體の一條件であつた證左と看做されぬでもない。

但しこれは成敗の跡から逆推した迄であるから、假りに此條件を肯定するとしても、或は義滿其人の意志から出でたものではなく、寧ろ中間に居つ

て斡旋した人々(例へば義弘の如き)が、和議の成立を望むの餘りに、彼れの意を矯めたものであらうと考へる餘地もないではない。

斯様に論じて見ると、北朝側の記録はもとより南朝側のそれに准すべきものにも、南北合體條件に關する明確にして信憑すべき根據を見出だすところは困難であるが、只是等の史料を通して見たところでは、

一 南北合體の議が、是迄通り、武家側即ち義滿より提出された事、

二 後小松天皇は後龜山天皇の御入洛を行幸の儀式を以て迎へられて、神器を受けられた事

三 兩統迭立の事、

四 後龜山天皇の皇太子を後小松天皇の皇太子に立てらるべき事、

の四つの中、第一・第二は南朝側も北朝側も一致して居つて、第三・第四は南朝側の記録に丈見え

るのである。

### 五 近衛家の義滿の文書

然るに私は近衛公爵の囑託を受けて、一昨年来清原・松野兩文學士と共に其古文書・記録の整理を續けて居るが、最近に南北合體條件を記した貴重な文書が発見された。此文書は一通の勸例に過ぎないけれども、其中の一節に、

#### 被<sub>レ</sub>叙用南朝昇進例

#### 北畠准后事、

神皇正統記之御與書其御詞云、後光嚴院宸翰此抄源

准后親房公撰云々、自爾以來、於當朝<sub>レ</sub>號源准

后乎、

吉田入道右大臣宗房公阿野前内大臣實爲公等事、

明德度南朝御合體之時、被<sub>レ</sub>載<sub>レ</sub>鹿苑院殿御書札、

當朝勅許勿論乎、御書札案續左

とあつて、次の如き義滿の請文書狀を收めて居る

(一)

御合體事、連々以<sub>レ</sub>兼熙卿申合候之處、入眼之條、珍重候、三種神器可有<sub>レ</sub>歸座之上者、可有<sub>レ</sub>御讓國之儀式之旨得其意候、自今以後、兩朝御流相代々御讓位令<sub>レ</sub>治定候畢、就中諸國々術悉皆可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>御計候、於<sub>レ</sub>長講堂領者、諸國分一圓可有<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>持明院殿御進止候、以此等趣吉田右府禪門、相共可有<sub>レ</sub>執奏候、御入洛之次第等、猶申<sub>レ</sub>含兼熙卿候、可有<sub>レ</sub>得其意候哉、恐々謹言、

明德三

十一月十三日

義滿

阿野前内大臣殿

(二)

被<sub>レ</sub>仰下之趣、跪以承候畢、尊號兵仗御謙退事、可<sub>レ</sub>披露候、以此旨可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>披露給、

應永四

十一月廿七日

道義上

(三)

尊號兵仗御謙退事、獻上請文候、内々可有<sub>レ</sub>其



意候、謹言、

十一月廿七日

御判

阿野入道前内大臣殿法名匡圓

此勘例には年號も署名も載せて居らぬ。併し書風から推すと、足利末期のものであつて、こゝに引いた「被叙用南朝昇進例」の前に、「經歷羽林并衛府官例」を收めて居るのが、卜部兼忠から兼好迄全部吉田家の人々であること、及び義滿の請文の中に、これも吉田家の兼熙が合體の斡旋をなして居ることが見えて居つて、勘例にそれを引いたのも、吉田家の人であつた爲めかと思はれることなど、益其吉田家の文書であらうとの推定を強めるのである。近衛家の文書中には此他にも吉田家の文書と覺しきものが傳はつて居るのを見受ける。

さて此勘例が、南朝の任官であり乍ら、北朝の延長であるところの朝廷に於て承認された人々を

擧げた中に、南朝の吉田入道右大臣・阿野前内大臣も南北合體當時の義滿の書中に見える以上は勅許のあつたこと勿論であるといつて、其義滿の文書を收めた丈である。即ち吉田・阿野の兩公が主であつて、義滿の文書は従である。然るに其従たる義滿の文書は南北合體の條件以下の重要な事實を示して居るものであつて、從來未だ嘗つて世に出でたことがない文書である。第一號の義滿の請文は合體の條件を記したもので、文書の性質からいへば、原本は義滿の自筆でなければならぬ。

只日附は十一月十三日となつて居るけれども、後龜山天皇の御入洛は閏十月二日であるから、十一月は十月の誤寫に相違ない。十月の此請文を天皇が御嘉納になつて御入洛の次第の打合も出來、其二十八日に吉野を出御になつたものとすれば、日取がよく合うのである。此請文に據ると、武家側は兼熙卿公家側は吉田入道右大臣・阿野前内大臣

の兩公が専ら幹旋の衝に當つて居た。兼熙は兼豊の子である。代々神祇大少副に任せられる家柄で、もと室町と稱したが、永和四年吉田に改めた。(吉田家譜) 南朝との關係については、正平七年に「たび公武合體の行はれて北朝の官位を廢せられた際、彼れも改めて従五位下に叙せられ、侍從に任せられたことがある外には未だこれを詳かにせぬ(宣胤卿記長享三年八月七日條)然るに彼れは此後後龜山天皇の御信任が厚く、病に罹つた時は御使を以て御見舞の御言葉を賜はり、應永九年五十五歳で薨じた後は彼れの子兼致に御眷顧を垂れ給ひ屢仙洞に召されて難有御詞を賜はり、或時は日本紀の大意、さては書札禮の事杯の御下問があつた天皇が合體の勅裁について御述懐あらせられたのも其一つである。(吉田家日次記) 吉田入道右大臣は宗房といひ、父定房は後醍醐天皇に事へて勳功があつたが遂に南山に於て薨じた。宗房も亦南朝

に事へて右大臣に任せられ、弟守房は大納言となり、並びに新葉集の歌人である。是より先き正平八年南軍が京都を占領した時にも、宗房は後村上天皇の勅を奉じて京都の洞院公賢と聯絡を取つて居たことが園太曆に見える。阿野前内大臣は實爲といつて實村の子である。祖父季繼の代より南朝に祇候した。彼後醍醐天皇の御殊寵を蒙り、成良義良兩親王の御生母であつた阿野廉子即ち新待賢門院は實に季繼の妹であつた。實爲は後龜山天皇還幸供奉の一人である。實爲の子公爲も後龜山天皇の御近臣として御最後迄奉仕して居る。合體の儀について執奏の任に當る爲めには此兩公の適任者であつたこと言ふ迄もあるまい。

義滿の請文に依つて知られる合體の事情及び條件は次の五項である。

一 合體の議は義滿が吉田兼熙を以て屢南朝に申入れ、漸くにして成立を告げたものである

事、

二 後龜山天皇は神器の歸座に御同意あらせられると共に、後小松天皇に對せられては、讓位の儀式を以てこれを授け給はんとすの御提議があり、義滿はこれに御同意申上げた事、  
三 將來に於ける皇位は兩統の迭立に確定した事、

四 諸國の國衙領は悉く大覺寺統の御管轄とすべき事、

五 諸國の長講堂領は全く持明院統の御管轄とすべき事、

右の中第二項が南朝、第四項、第五項が義滿の提議であることは明白である。只第三項が兩者の何れであつたかは明記を闕くけれども、前後の關係からいへば、これも義滿の提案を南朝の御承認遊ばされたものと看做すべきであらう。

これを前に南北兩朝側の史料を綜合して得たも

のと比較するに、先づ第一項の義滿が和議の提案者であつたことは兩者の相一致するところである。只前者にあつては南方紀傳が南朝側の講和の斡旋者を吉田宗房とするはよいが、阿野實爲の代りに冷泉相國入道を出だして居るは義滿の請文と合はぬ點である。又大内義弘が武家側の斡旋者であつたことは兩朝の記録の共に一致するところで、後龜山天皇還幸の日、車駕を奉迎したも彼れであるに拘らず(有職抄)彼れ自身も神器歸座を其偉勳と申して居たに拘らず、(應永記)義滿の請文には一言も義弘に及んで居らぬが、これは其部下であるのと、南朝に對する直接交渉の任に當つて居らなかつた爲めであらう。

次に第二項の合體條件に於て、三種の神器の歸座は北朝としても、武家としても、最重要の條件であつた丈、最も熱心に南朝に向つて提議されたやうであるが、南朝はこれに御同意を與へられ

ると共に、讓位の儀式を以て北朝の天皇に御授與  
あらせらるべしとの條件を示された。神器歸座の

目的を達するが爲めに多大の犠牲を拂ふことを辭  
せなかつた義滿は一議に及ばずしてこれに服従し  
たのである。南北兩朝側の記録が後龜山天皇の御  
入洛に當つて行幸の儀式に依らるべき點に重きを  
置いて居るのは、全然誤謬とは言はぬが、南朝の  
御提議は神器の御授受を御讓位の儀式を以て行は  
せられるにあつて其結果、御入洛に當つても行幸  
の御儀式を以てせられるに至つた迄であるから、  
聊か主客を顛倒した嫌がないでもない。これに依  
つて、南朝の皇位は正統と看做され、御讓位の儀  
式を以て神器の御授受なき以前に於ける北朝の皇  
位は闕位とならざるを得ない。これ南朝の強硬に  
御主張あらせられた理由でなければならぬ。父子  
の儀を以て神器の御授受が行はれたとの説の如き  
も、これから出で、居やうが所謂御讓國の儀式は

必ずしも然かく狹義のものではなかつたらうと思  
はれる。

次に第三項の兩統迭立の條件は全く南朝側と  
看做すべき南方紀傳の記事に一致して居る。只怪  
しむべきは北朝側の記録に毫もこれに言及したも  
の、ないことである。但し南方紀傳に後龜山天皇  
の皇太子を後小松天皇の皇太子に立てらるべきこ  
とを條件の一つに載せてあるが（寛成親王の東宮  
に立てられ給うたとの記事の誤謬は言ふ迄もな  
い）これは義滿の請文に見當らぬ。持明院統の後  
小松天皇の御次ぎには大覺寺統から皇位に即かせ  
給ふのは、兩統迭立の當然の歸趣であつたけれど  
も、若し立太子の事が、條件でなかつたとすれば、  
北朝側に於て、急いで皇太子を立てられなくとも  
濟んだことにならう。

第四項の諸國の國衙領を大覺寺統の御管轄とす  
べきとは、從來の記録に一つとしてこれを載せて

居るものがなく、義滿の此請文に依つて始めて明かにされた新事實である。南方紀傳に吉野十津川の御領もとの如しと見えるのは、合體後の大覺寺統の御領に關するものではあるが、おのづから別事であつて、それすら何に據つたか詳かでない。

(北畠氏の所領の安堵されたといふことも亦同様である) 此事については便宜次章の考證に譲らう。

最後に第五項の諸國の長講堂領を全部持明院統の御領とすべきことは、もとより前項の大覺寺統の御領の代償的意味ではなく、長講堂領の持明院統に歸したのは由來久しい事であつたが、北朝として、合體の行はれる毎に、御併合もあらんかと氣遣はれたらしいから、義滿より南朝の御諒解を仰いだに過ぎぬであらう。然るに後醍醐天皇の元弘の一統に當つても、將た又後村上上皇の正平の一統に當つても、持明院統の皇位をこそ廢され

たれ、長講堂領以下の御領に至つては、舊の如く御管領あるべき旨態々御沙汰があつた程であるから、此度とても、南朝に於ては、これについて、何等御異存のあらう筈はなかつた。而かもこれが條件の一つであつたといふことも、從來未だ嘗て他の記録に見えない新事實である。

義滿の此請文に據つて、此くの如く合體條件の真相を知り得たことは國史上の新發見と謂ふべきである。其中には從來既に記録に存して居るものもないではないが、併し是等の記録は其性質上兩朝の何れかに偏する嫌ひがあつて、記事の公平を疑はれるものであり、其記録も南朝側のものにあつて北朝側のものになく、北朝側にあつて南朝側にないものもあつて、一層判斷に苦しませたものである。それが此義滿の請文に照らすと、雙方の條件が一紙に備はつて居る。縦ひ從來傳へられた合體條件が其歸趣に於てこれと同一であつても、其

出發點を間違へて居たことなどが解つて、是迄暗黒裡に置かれた合體條件が、一朝にして一大光明に照らされた趣がある。これより聊か是等の條件に對して批判を試みやう。

是等の條件は之を南朝側からいへば、其根本の理想とされつゝあつた公家一統の政治に遠ざかるゝとが餘りに大である。併し乍ら時勢は移り變つて居た。南朝の兩羽翼であつた東國鎮西の中、前者は北畠顯信の薨去以來宮方が振はず、南軍の爲め寧ろ有利であつた京關東（氏滿）兩公方間の内訌も其跡を絶ち、義滿は奥羽二國を關東公方の分國としたりして、氏滿の歡心を買つて居た。後者は又今川了俊の九州探題となつて以來、銳意經略に任じた爲め、武家の威力は全道に漲り、征西府の如きも此危機に臨んで懷良親王は薨御になり、菊池氏には内訌があつて宮方は屏息して居た。吉野は畠山基國が河内より、大内義弘が紀伊・大和より包圍

攻撃を續けた爲め、次第に壓迫を蒙り、今や殆ど絶望的窮地に陥つて、其の陥落は時の問題となつたのである。過去に於ても、武家側より和議を提出する時は即ち壓迫を加へる時であつたが、是時位徹底的な壓迫とてはなかつた。それ丈南朝も其和議について眞劔に御考慮を要したであらう。一度父と共に歸順を誓つた義詮も、正平二十二年、（元中九年より二十五年前）には最早南朝の勅書に自身の降參を求める文意があつたのを咎めて和議を中止した。矧して今は將軍の降伏の如き、もとより問題でない。故に南朝は公家の統一も將軍の降參も一切みづから放棄されて仕舞つて、五十餘年來奉祀された南朝正統唯一の表徴たる神器の歸座授受にさへ御同意遊ばされ、唯一の條件として其授受の讓位の儀式に依りて行はるべきことを提議されたに止まるとは何たる悲惨事であらう。南朝が斯る凋落の時期に際したことを知つて居乍ら

此條件に同意し奉つた上に、兩統の迭立全國々  
衙領の管轄なる條件を提出した義滿は未だしも公  
明の態度を失はなかつたものと謂ふべきである。  
南朝は此合體の成立した結果多年の御主張を撤回  
されて兩統迭立の如き武家の主張に屈從されたこ  
とにはなるが、併し又最後の瞬間に於て、北朝や  
武家をして、南朝が皇統の正統にましますことを  
確認せしむるに成功されたものと謂ひ得る。

## 六 北朝及び幕府に條件履行の誠意があつたか

併し乍ら北朝や武家に果して此條件を忠實に履  
行する丈の誠意があつたかどうかはおのづから別  
問題として取扱はねばならぬ。續神皇正統記は義  
滿が神器歸座の目的を達する權謀と見て居るが、  
彼れの心事に立入つてこれを肯定するとも、否定  
することも、共に容易の業ではない。併し乍ら是

等の諸條件を冷靜に當時の事情より考へると、確  
かに難關があつた。第一に讓位の儀式に依つて神  
器の授受を行ふが如き、寧ろ順境にあつた北朝の  
君臣の誇を傷くること大なるものである。而かも  
それは一時的の事に止つて居るが、兩統の迭立の  
如き、あるかなきかの南朝を對等と見ての永久に  
互つた屈辱は、北朝の君臣に取つて餘りに過大な  
犠牲と思はれたであらう。次に長講堂領は本  
來持明院統と不可分の關係にあつた御領であるけ  
れども、諸國々衙の收入たる國衙領は嘗て大覺寺  
統の御領であつた譯ではなく、寧ろ持明院統には  
播磨の國衙領を始めとして、上野の國衙領（中院  
一品記曆應元年七月二十日條）等を御領とせられ  
て居つて、建武四年（南朝延元二年）の如きは尊氏  
が諸國の守護等の戰亂に乗じてこれを押領したも  
のを、北朝の御管轄に復させた事實がある。尤も  
南朝の勢力範圍内にあつた諸國の國衙領は南朝の

御領となつて居たもの、それは數へる程しかなく、決して全國に亙つたものでなかつたから、此新らしい御領進獻の條件も、實行の程は頗る覺束なく思はれる。殊にそれを正平七年義詮が窮地に陥つた場合、一時逃れに申出でたといふ國衙の郷保云々に聯想すると、一層義滿の誠意について心證を害ふ嫌がないでもない。（太平記）

然るに是等の條件を義滿が提議するに當つて、事前に北朝の勅裁を得て居たかも疑問である。従來の例から考へても、武家が南朝と和議を試みつゝある間に、北朝に奏聞した形跡はなく、北朝の君臣はこれを聞かれて不安の念に襲はれつゝ居られたものであるから、是時とても亦義滿の專斷で行はれたと見た方が事實であらう。北朝側の記録に具體的な條件を見ぬは強ち故意に書かなかつた譯でもなからう。結局は合體成立後の事實に徴して見るの外はない。

第二の條件については、南朝は神器の歸座を履行され、北朝も武家も行幸の儀式を以て後龜山天皇の還幸を迎へ奉つたのであるが、南朝が唯一の條件とせられた讓位の儀式を以てする神器の授受については少からず遺憾の點があつた。即ち北朝に於ては前章にても既に説いた如く、元暦の例に依られて居るが、此先例たるや決して讓位の際の授受到に當儀まるべきものでない。殊にそれが嚴重なる儀式の下に行はれたとは云ものゝ、武家年代記裏書に據れば、中義の節會たるに過ぎなかつたこれが北朝の御取扱であるならまだしも、綾小路宰相入道記明德三年閏十月五日條には神器の大覺寺より土御門内裏に渡御の夜内侍所御神樂の行はれたことを叙して「任文治例可申沙汰之由室町殿被召仰云々」とあるではないか、言ふ迄もなく室町殿は義滿である。元暦二年に文治元年と改元されたから、所謂文治の例とは即ち元暦の例とい



ふに同じである。果して事實としたならば義満たるもの到底違約の責を遁れることが出来まい。彼れが後龜山天皇還幸後直ちに拜謁をも願はないで翌々年の明德五年（應永元年）二月に至つて漸く天龍寺にまじゝた天皇に謁見したことに、又當日は僭上にも上皇の御幸始の儀式に依つて居たことに、彼れの誠意が疑はれる（荒曆）而かも此拜謁に依つて意志の疏通が出来たらしく、直に北朝を促して太上天皇の尊號を天皇に上つるに至つた讓位の儀式に依つて神器を譲られた天皇には當然此尊號を上つるべきであつて、寧ろ時期遲きに過ぎる程である。然るに北朝に於ては即位もなく、且つ御近親にもあらざる天皇に向つて尊號を上つることには可なりに強硬な異論のあつた結果天皇の「化被南國」事を認めたまで、其御入浴に依て和輯の世を樂むに至つた御功勞に酬いる爲め、尊號を上つるに決し、「雖無準的之舊蹤、特垂禮敬

之新制」云々と詔書に記されて居る。然るに是時にも義満は正安と建武と何れの先例に従ふべきやについて意見を質されたに對して、正安の例は後二條院から後伏見院に授けられたのであつて好ましからぬ故、建武の例に准據するが宜しいと言つて居る。（荒曆）所謂建武の例とは武家に依つて廢され給うた後醍醐天皇が叡山より還幸後光明天皇に依つて太上天皇の尊號を上られ給うた先例である。こゝにも彼れの誠意が立派に裏切られて居る。而かもこれすら北朝側から見ると不滿であつたと見えて、荒曆（明德五年二月二十三日條）にこれを評して、「抑此尊號希代珍事也、後醍醐天皇皇胤猶不可絕歟、天運循環之理、冥慮昭鑒之至、非凡之所測耳」といつて居るを始め皇年代略記にも「南方前主於當朝諸王歟、有太上天皇詔」と書かれて居る。

第三の條件たる皇統の迭立については、義満の

存生中に於て大覺寺統の皇太子を立てたとはないが、同時に持明院統の皇太子をも立て、居ないから、此點に於ては彼れが誠意の有無を卜すべき材料がない。第四の諸國々衙領を大覺寺統の御領とする点についても亦同様である。只これについて正長元年に、これも合體條件に違反して、後花園天皇が御踐祚あらせられ、小倉宮が御不滿の餘りに伊勢に御出奔になつた時、將軍義教は其御歸還を取計ひ、諸大名に命じて、御料を上つらせたが諸大名はこれに應じて小倉宮の供御を國役として進むることゝなつた事實を思ひ合すべきである。實際後龜山上皇には義滿の在世中表立つて何等の御不平があらせられたやうに見えぬのみか、義滿も時々仙洞に參つて打解けての謁見を遂げて居り或時の如きは自身御酌を申上げたことを無上の光榮であるとして、御劔や御領をも進獻した事實がある。義滿の猶子であつて、武家の事情に通じた三

寶院滿濟が、其日記(永享五年七月四日條)に「故法皇自山中(吉野を指す)御出以後、三種神器等被返入申畢、其御忠貞異他也、仍於鹿苑院殿(義滿)別而又無御等閑儀被扶持申畢、而故法皇勝定院殿御代(義持)不慮御進退在之、再御籠居山中」と書いて居るのは、義滿の態度を見るに足りやう。

これを要するに、政治家の素質に富んだ義滿としては、此公武合體の條件についても、或る點迄權謀を用ゐたことは免れなかつたが、後龜山天皇の供御を潤澤にし奉つたことは事實であつて、後小松天皇の皇儲を立てなかつたことも、亦善意に解すれば、條件の願慮と思はれぬでもなからう。

近衛家文書には別に應永四年に、義滿の道義が上皇の尊號兵仗の御辭退に對して上つた請文(第二號)及び書狀(第三號)がある。これ上皇が出家遊ばされる爲めであつたらう。上皇が法皇の初見

は管見では吉田家日記の應永九年二月十一日條かと思はれるが、其是歳であつたことは本文書に據つて始めて知り得られる事實である。思ふに上皇には何等の御不滿もあらせられざる圓滿御出家であつたに相違ない。義滿の請文も簡單乍ら辭意頗る懇懃を極めて居る。

然るに義持になつてからは、他の政策と同じく法皇に對し奉る態度も打て變つて冷淡となつた。

彼れは充分に供御の料をも上つらなかつたと見え、應永十七年の三月には法皇親しく義持を其第に訪はせられたが、十一月に至つて、吉野に御潜幸に相成つた。看聞日記（應永二十三年九月十六日條）に「此五<sup>南朝法皇</sup>六年被<sup>號</sup>御窮困吉野へ御出奔」と記されたのを、前に引いた滿濟准后日記の文に參照すると、法皇は親しく御軫念を義持に洩らされなければ、義持が冷然として其態度を改めなかつた爲めに、餘儀なく南山に落ちさせ給うたものと

窺はれる。其後應永十九年後小松天皇は皇子躬仁親王に御讓位あらせられた。此合體條件の蹂躪についても、義持は専ら斡旋して居り、間もなく彼れは後小松上皇の院執事に補された。彼れの眼中合體條件抔なかつたのである。心ならずも幾分有利なる條件に慰められつゝあつた舊南朝の遺臣は武家の傍若無人なる態度を視て如何に失望し奮慨したであらう。其奮然として反抗を繰返すに至つたのも當然である。而かも大勢は既に去つて奈何ともなし難く、其執拗なる盲動は足利將軍をして彼等に對する極度の憎惡を感せしめ、其極、義教をして南朝皇子の絶滅を圖るに至らしめたのである。

## 七 結 語

南北の合體條件の全部について、義滿に履行の誠意があつたとは、あの場合後龜山天皇にも思召されなかつたに相違ない。御還幸後北朝や義滿の

條件の不履行についても、恐らく深き御失望に陥り給ふこともなく、僅に其尊號や供御の進獻に依つて慰め給うたであらう。應永九年三月二十日吉田兼敦を咫尺に召されて日本紀の大意を御尋あらせられた後、合體當時の御追懷に耽り給うて御打解けさせられての御述懐があつたが、兼敦は筆を執つて其日次記に次の如く書いて居る。

元弘建武以來世上之轉變、先皇遺詔、明德御合體御入洛之次第以下、具被仰下之、不遑于羅縷、所詮於聖運之泰否者、偏任天道神慮、專除民間之憂之條、爲御本意之趣被仰下之、

天皇は先皇の遺詔に垂ると知食され乍ら、尙ほ合體を斷行あらせられたについては、將來に於ける聖運の安否を氣遣はせられないでもなかつた。併し六十年にも近い争亂が如何に人民を苦しめつゝあるかと思召しては御自身の御榮辱をのみ顧みさせ給ふ譯に行かなかつた。さてこそそれらのこと

はすべて天道神慮に任せて最後の御裁斷を下されたのである。斯る仰を承つて感涙に咽んだ兼敦が更に筆を續けて、「叡慮之奧旨、直被勅言、面目之至也」と申して居るのはさもあるべきことである。近衛家文書の發見は、南朝の最後迄其傳統的御理想御主義を以て終始されたことを益々雄辯に物語つて居る。「三種神器可有歸座之上者、可爲御讓國之儀式」とは何んたる崇高の響であらう。南朝が其微力を以て武家不斷の壓迫に堪へられ乍ら尙ほ五十七年の運命を維持致されたのも、其式微の極に瀕せられ乍ら、尙ほ傲岸なる義滿に膝を屈して和を請はしめられたのも、其由來するところがなければならぬ。諸國々衙領の進獻の如きは、畢竟義滿が還幸後の供御についての御軫念を休め奉らんとする用意に出でたものであつて、南朝御提出の條件でなかつたことは明白である。私は今此研究を終るに當つて、南朝の此御態度に滿腔の

敬意を表すると共に、此機會を以て、彼經濟事情が一切の歴史事實の基調であるとするマークスの

唯物史觀を盲目的に我國史の諸相に適用し解釋せんと試みる多くの史學者に反省を促したい。

## 世界史の使命 (下)

ドクトル ルード井ヒリース 原著

文學博士 坂口 昂

文學士 安藤 俊雄

共譯

### 第十一節 先史時代に於ける遠隔の海岸との海上交通の發達

の海上交通の發達

地球上の個々の國土に於て、日常生活の器具に金屬が遍ねく使用されるやうになつて來た。さうすると早くも、國際的通商及び遠方の國々への定期航海を惹き起す動機も亦た成立したのである。

今日現に尙ほ原始民族にあつては、斧、鋌、鋏、火箸及び針が武器と相並んで熱望される交易品である。それと同じやうに古代に於ても亦た然うであつた。併しそれは文化民族にあつてもだ。彼等の極めて早い時期に於ては、自分自らの領域では錫及び銅の入用を充たすこと出來なかつたから他の諸國との交通が、一しは重要であつた。それ